

議案第9号

長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成29年3月7日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

長与町上水道事業及び簡易水道事業における事業認可の変更及び長与町下水道事業における事業計画の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長与町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「及びまなび野」を「、まなび野1丁目、まなび野2丁目、まなび野3丁目、北陽台1丁目及び北陽台2丁目」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 自由ヶ丘団地簡易水道事業 高田郷の一部

第3条第2項第3号中「道ノ尾温泉団地及びその周囲」を「高田郷の一部」に改め、同条第3項中「36,029人」を「39,802人」に改め、同条第4項中「12,991立方メートル」を「12,400立方メートル」に改め、同条第5項中「及びまなび野」を「、まなび野1丁目の一部、まなび野2丁目、まなび野3丁目、北陽台1丁目及び北陽台2丁目」に改め、同条第6項中「47,700人」を「39,200人」に改め、同条第7項中「807.87ヘクタール」を「872.56ヘクタール」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。